

院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル

聖隷佐倉市民病院

(処方変更に係る原則)

- ・ 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・ 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・ 患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。

疑義照会不要例（ただし、麻薬に関するものは除く）

- ① 銘柄：「変更不可」の指示がある処方を除いて、薬剤師の判断と責任の下で、同一主成分が含有されている全ての銘柄間の変更調剤を可能とする
ただし、当院に採用のある薬剤に限る
服用方法・価格等、必ず患者に説明し、同意を得ること
例)「グラクティブ錠 50mg」⇔「ジャヌビア錠 50mg」
「ランソプラゾール OD 錠 15mg」⇔「タケプロン OD 錠 15mg」
- ② 規格・剤形：「変更不可」の指示がある処方を除いて、医薬品の安全性ならびに患者の利便性に限定して、薬剤師が判断し必要と認めたものに限り規格および剤形の変更を当院に採用のある薬剤に限り可能とする
剤形の変更については内用薬および貼付剤に限る
ただし、服用方法・価格等、必ず患者に説明し、同意を得ること
例)「ビオスリーOD 配合錠」⇔「ビオスリー配合錠」
「ミヤBM散」⇔「ミヤBM錠」
「オルメサルタン錠 20mg 1回 (0.5)錠」→「オルメサルタン錠 10mg 1回 (1)錠」
「ビソプロロール錠 2.5mg 1回 (2)錠」→「ビソプロロール錠 5mg 1回 (1)錠」
・ 軟膏⇔クリーム等の製剤変更は疑義対象

- ③ 処方日数（数量）：薬局において残薬が確認された場合、次回処方日までの処方日数（数量）を薬剤師の責任で処方日数を減数（減量）することを可能とする
この場合、数日分の余裕をもって調整・調剤を行うこと
ただし、処方日数（数量）をゼロにはできない
- ④ 週1回または月1回服用するビスホスホネート製剤等の処方日数、
また、「1日おきに服用」、「透析日」、「非透析日」、「月・水・金」等指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化を可能とする
- ⑤ 患者の希望あるいはアドヒアランス不良が、一包化・粉碎を行うことで改善されると判断できる場合、安定性のデータに留意し、患者に十分な説明を行った上、調剤可能とする。あるいはその逆も可能
ただし、一包化・粉碎加算を算定する場合は、患者に説明し同意を得ること

以上①～⑤の項目の疑義照会に関しては FAX で事後報告

- ⑥ 疑義照会を簡素化できない事項
以下の項目については、従来通り疑義照会を行うこと
 - (1) 外用薬で剤形を変更する場合（ただし、貼付薬を除く）
 - (2) 患者の希望等により処方日数（数量）を増やすこと
貼付剤の貼付枚数・回数や貼付部位を増やす場合を含む
 - (3) 患者の希望等により処方を追加すること
 - (3) 残薬調整によって処方を削除すること
 - (4) お薬手帳や薬歴から、薬物相互作用や同種・同効薬の重複処方が考えられる処方を確認した場合
 - (5) プロトンポンプ阻害剤、ビタミン剤、モサプリドなど投与期間の制限のある薬剤が漫然と処方されていると判断される場合
 - (6) その他、薬剤師が必要と判断した事項

疑義照会の方法：当院薬剤科へ FAX にて疑義照会を行う

※FAX：043-485-3720

初版 2019.11.6